

株 主 各 位

愛知県尾張旭市南本地ヶ原町三丁目83番地

株式会社 MARUWA

代表取締役社長 神 戸 誠

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月21日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル ルブラ王山 2階 「飛翔の間」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第44期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第44期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の交付のための報酬決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.maruwa-g.com/ir/stock/soukai.html>）に掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結注記表 ② 計算書類の個別注記表。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

株主様向け事業説明会のご案内

本株主総会終了後、引き続き同会場にて、株主の皆様にご利用の当社をより深くご理解いただくためのプレゼンテーションを予定しております。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(イ) 概況

当連結会計年度の世界経済においては、米国は雇用の回復や金利上昇など緩やかながらも回復基調で推移し、欧州においては英国のEU離脱問題による混乱があったものの、おおむね緩やかな景気の拡大傾向が続きました。また、中国においては政府主導によるインフラ投資が拡大するなどして堅調に推移しました。しかしながら、米国の新政権の政策運営の行方や新興国の景気動向への懸念など、先行きが不透明な状況となりました。

国内経済においては、雇用や所得の改善を背景に持ち直しつつあるものの、海外情勢の変化による経済への不安材料が増加するなど、依然として予断を許さない状況で推移しました。

当社グループにおいてはクラウドやデータセンターサービスを背景とした、インフラ設備や製造設備などに使用されるセラミック部品事業分野が好調に推移しました。さらに、照明機器事業分野では、収益性を重視した受注活動への取り組みや業務の効率化による費用の削減により収益が大幅に改善するなど、収益面では想定を超える着地となりました。

以上のことから、当連結会計年度における売上高は32,187百万円(前期比5.3%増)、営業利益は4,953百万円(前期比29.9%増)、経常利益は4,978百万円(前期比34.5%増)となりました。また、当連結会計年度には、減損損失として342百万円を特別損失に計上しました。これは、構造改革時に事業強化を進める中で展開した一部の製造設備等について、今後の事業計画を慎重に検討した結果、より収益性の高い分野へ資源を集中するために今回の計上に至りました。以上のことから、親会社株主に帰属する当期純利益は、2,850百万円(前期比24.6%増)となりました。

連結業績

	前連結会計年度 平成28年3月期	当連結会計年度 平成29年3月期
売上高	百万円 30,578	百万円 32,187
営業利益	3,812	4,953
経常利益	3,702	4,978
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,287	2,850

(ロ) セグメント別の概況 (連結)

		前連結会計年度 平成28年3月期	当連会計年度 平成29年3月期
セラミック部品事業		百万円	百万円
	売上高	21,245	22,732
	営業利益	4,609	5,265
照明機器事業			
	売上高	9,333	9,455
	営業利益	121	640
合計			
	売上高	30,578	32,187
	営業利益	4,730	5,905
消去又は全社			
	売上高	—	—
	営業損益	△918	△952
連結			
	売上高	30,578	32,187
	営業利益	3,812	4,953

セラミック部品事業

当事業セグメントにつきましては、通信関連市場ならびに半導体製造装置向け製品などが好調に推移し、それらの高付加価値製品の増収効果や費用削減効果等により、好調に推移しました。

セグメント利益につきましては、「(イ)概況」に記した構造改革に付随する原材料を含めた該当品の処分を海外工場にて行い費用を計上しました。

以上のことから、売上高は前期比7.0%増の22,732百万円、セグメント利益は前期比14.2%増の5,265百万円となりました。

照明機器事業

当事業セグメントにつきましては、公共関連照明のLED化需要の取り込みが進み、MARUWAグループの技術を融合した新製品が堅調に推移しました。セグメント利益につきましては、付加価値の高い製品の増収効果や業務の効率化による費用の削減などにより、大きく改善しました。

以上のことから、売上高は前期比1.3%増の9,455百万円、セグメント利益は大幅に改善し前期比429.5%増の640百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資は、セラミック部品事業における増産対応の設備を中心に、総額は2,189百万円となりました。この投資は自己資金により充ちいたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

- ④ 事業の譲渡・吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第41期 平成26年3月期	第42期 平成27年3月期	第43期 平成28年3月期	第44期 (当連結会計年度) 平成29年3月期
売 上 高 (百万円)	33,475	32,811	30,578	32,187
経 常 利 益 (百万円)	3,645	2,841	3,702	4,978
親会社株主に 帰属する(百万円) 当期純利益	2,586	884	2,287	2,850
1株当たり当期純利益	209円60銭	71円59銭	185円18銭	230円76銭
総 資 産 (百万円)	49,569	49,445	48,550	50,594
純 資 産 (百万円)	40,016	41,000	41,700	43,317
1株当たり純資産	3,239円88銭	3,319円58銭	3,376円42銭	3,506円80銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式総数)により算出しております。
2. 1株当たり純資産は期末発行済株式総数(自己株式を控除した株式総数)により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Maruwa (Malaysia) Sdn. Bhd.	55 百万マレーシアドル	92.9%	セラミック部品 製造・販売
Taiwan Maruwa Co., Ltd.	67 百万新台幣ドル	100	セラミック部品 販売
MARUWA Electronics (Taiwan) Co., Ltd.	40 百万新台幣ドル	100	セラミック部品 販売
Maruwa Europe Ltd.	4 百万英ポンド	100	セラミック部品 製造・販売
Maruwa America Corp.	1.6 百万米ドル	100	セラミック部品 販売
Maruwa Korea Co., Ltd.	700 百万韓国ウォン	100	セラミック部品 販売
Maruwa (Shanghai) Trading Co., Ltd.	1.7 百万中国元	100	セラミック部品 販売
MARUWA Electronic (India) Pvt. Ltd.	27 百万インドルピー	100	セラミック部品 製造・販売
(株) MARUWA QUARTZ	100 百万円	100	セラミック部品 製造・販売
(株) MARUWA SHOMEI	100 百万円	100	照明機器 製造・販売
MARUWA MELAKA SDN. BHD.	100 千マレーシアドル	100	セラミック部品 製造
MARUWA LIGHTINGS SDN. BHD.	500 千マレーシアドル	100	照明機器 製造
(株) YAMA G I W A	100 百万円	100	照明機器 販売
(株) MARUWA CERAMIC	7 百万円	100	セラミック部品 製造・販売

(4) 対処すべき課題

当社グループといたしましては、当社経営理念、経営指標ならびに経営戦略を軸に製造・販売・開発及び管理部門の連携を一層強化し、多様化する市場ニーズや社会変動に柔軟に対応できる事業体制を整え、事業の拡大やグローバル化に伴うリスク回避への組織強化を図るべく、以下の課題に取り組んでまいります。

① 差別化製品の開発

当社グループ各事業がこれまで培ってきたセラミック材料技術や製造技術を融合・結集した、他社の追随を許さないグローバルシェアNo. 1のセラミック製品や、高付加価値で競争力のある次世代の照明機器製品を開発してまいります。

② 選択と集中による事業拡大

当社成長分野として位置づけている、省エネ・環境関連・半導体関連事業、医療・光通信関連分野や、「光の質」に特化したLED照明分野に関連するグループ各社の事業ならびに製品・商品に、限りある経営資源を選択・集中させてまいります。このことにより、グローバル市場での競争優位なポジションの構築をさらに進めてまいります。

③ グローバルな組織強化

製造部門及び販売部門の組織を再編し、責任体制を明確にした上で社員全員参加によるグローバルな組織強化を推し進めてまいります。さらに、管理部門についても業務の効率化と課題解決のスピードアップを図るとともに、グループ各社の事業を的確にサポート出来る体制の構築、グループ全体の成長に向けた人材育成・投入を行うなど体制強化をしてまいります。

④ 危機管理体制の強化

当社グループでは、海外とのビジネス展開が拡大する中で、品質、知的財産、コンプライアンス、海外拠点運営、自然災害など様々なリスクに対し、グローバルな危機管理体制の強化を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

下記製品の製造及び販売

部 門 名	内 容
セラミック部品事業	アルミナ基板、窒化アルミニウム基板、アルミナジルコニア基板、窒化ケイ素基板、窒化アルミニウムファイバー、石英ガラス製品、半導体セラミック、車載用マグネット製品、医療用セラミック製品、水栓用セラミック製品、多層回路基板、通信機器用薄膜回路基板、NFCアンテナモジュール基板、マイクロ波部品、GPSアンテナ、積層EMIフィルタ、チップバリスタ、焼結磁性基板、パワーインダクタなど
照明機器事業	LED道路照明、LED屋内照明、LED屋外照明、LED光源モジュール、施設照明、住環境照明、デザイン照明、調光制御システム、照明空間デザイン・設計、輸入家具など

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

①当 社

本 社	愛知県尾張旭市南本地ヶ原町三丁目83番地
営 業 所	東北営業所（福島県）、北信越営業所（新潟県）、東京支店（東京都）、関西支店（大阪府）、九州北営業所（福岡県）、九州南営業所（宮崎県）
工 場	土岐工場（研究所併設）（岐阜県）、瀬戸工場（愛知県）、直江津工場、春日山工場（以上、新潟県）

②子会社等

国 内	(株)MARUWA QUARTZ、(株)MARUWA SHOMEI、(株)Dreamboat、(株)YAMAGIWA、(株)MARUWA CERAMIC
海 外	Maruwa (Malaysia) Sdn. Bhd.、Maruwa Trading Sdn. Bhd.、MARUWA MELAKA SDN. BHD.、MARUWA LIGHTINGS SDN. BHD.、MARUWA YAMAGIWA SDN. BHD.（以上、マレーシア）、Taiwan Maruwa Co.,Ltd.、MARUWA Electronics (Taiwan) Co.,Ltd.（以上、台湾）、Maruwa Europe Ltd.（イギリス）、Maruwa America Corp.（アメリカ）、Maruwa Electronics GmbH（ドイツ）、Maruwa Korea Co.,Ltd.（韓国）、MARUWA ELECTRONICS (HK) CO., LIMITED、Maruwa (Shanghai) Trading Co.,Ltd.、Maruwa Electronics (Beijing) Co.,Ltd.（以上、中国）、MARUWA Electronic (India) Pvt.Ltd.（インド）

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比
セラミック部品事業	1,543名（505名）	14名減（14名増）
照明機器事業	166名（83名）	14名減（5名減）
合計	1,709名（588名）	28名減（9名増）

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比
242名（284名）	6名減（39名増）

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借	入	先	借	入	額
(株)	東	邦	銀	行	23百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 26,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,372,000株（自己株式19,629株含む）
- ③ 株主数 2,384名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株) 神 戸 ア ー ト	3,523千株	28.52%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	2,016	16.32
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	597	4.83
日本マスタートラスト信託銀行(株)	484	3.92
HSBC-FUND SERVICES, SPARY ASSET MANAGEMENT CO LTD	359	2.91
資産管理サービス信託銀行(株)	303	2.45
神 戸 誠	290	2.34
神 戸 芳 樹	228	1.84
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUND S / UC ITS ASSETS	220	1.78
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	176	1.42

(注) 持株比率は自己株式（19,629株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	神戸 誠	
取締役	林 春行	
取締役	マニマラン・アントニ	海外事業本部長
取締役	内田 彰	営業本部長
取締役	神戸 俊郎	コンポーネンツ事業カンパニー 事業本部長
取締役	面出 薫	
取締役	飯塚 千恵里	
常勤監査役	熊谷 均	
監査役	光岡 正彦	税理士・公認会計士
監査役	松本 茂裕	税理士

- (注) 1. 取締役飯塚千恵里氏の戸籍上の氏名は、大石千恵里であります。
2. 取締役面出薫氏及び取締役飯塚千恵里氏は、社外取締役であります。
3. 監査役光岡正彦氏及び監査役松本茂裕氏は、社外監査役であります。
4. 監査役光岡正彦氏及び監査役松本茂裕氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役光岡正彦氏及び監査役松本茂裕氏は、税理士の資格を有しております。
5. 当社は取締役面出薫氏及び取締役飯塚千恵里氏、ならびに監査役光岡正彦氏及び監査役松本茂裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①平成28年6月23日開催の第43期定時株主総会の終結の時をもって、新たに神戸俊郎氏は取締役役に選任され就任いたしました。
- ②平成28年6月23日開催の第43期定時株主総会の終結の時をもって、取締役永光哲也氏は任期満了により退任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	8名 (2)	96,055千円 (9,600)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	12,518 (1,010)
合 計	11	108,573

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額は、平成13年6月26日開催の第28期定時株主総会において、年額180万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬額は、平成13年6月26日開催の第28期定時株主総会において、年額180万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

当事業年度中における主な活動状況

当事業年度開催された取締役会16回のうち、面出薫氏は10回、飯塚千恵里氏は14回に出席しており、監査役光岡正彦氏は7回、監査役松本茂裕氏は6回に出席しております。

面出薫、飯塚千恵里両氏は、長年にわたる照明デザインの専門家としての見職を活かし、適切な発言を適宜行っております。

当事業年度開催された監査役会7回のうち、光岡正彦氏、松本茂裕氏共に7回すべてに出席しております。両氏は、自身の監査報告を行うと共に、他の監査役の監査の方法等について必要に応じ質問ならびに意見を表明しております。

光岡正彦、松本茂裕両氏は必要に応じ、長年にわたる会計と税務の専門家としての見解と豊富な経験から適切な発言を適宜行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法に対する報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、Maruwa (Malaysia) Sdn. Bhd.、Taiwan Maruwa Co., Ltd.、MARUWA Electronics (Taiwan) Co., Ltd.、Maruwa Europe Ltd.、Maruwa America Corp.、Maruwa Korea Co., Ltd.、Maruwa (Shanghai) Trading Co., Ltd.、MARUWA Electronic (India) Pvt. Ltd.、MARUWA MELAKA SDN. BHD. 及びMARUWA LIGHTINGS SDN. BHD. は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

① 取締役・従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は「企業倫理規範」を制定する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務運営、品質、環境、災害、コンプライアンス等に係るリスクについては、リスク管理委員会が統括管理する。同委員会の指導の下、各部署において規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、リスクの管理低減に努める。リスク管理の状況については取締役会への報告事項とし、リスク管理担当取締役がリスク管理委員長となり、全社リスク管理の統括責任を負う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

役職員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び業務分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定め、事業部門からの月次報告を受け、取締役会は内容の分析・対応策の指示など目標達成の確度を高めるための施策を促し、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築する。

⑤ 当会社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループのセグメント別の事業ごとに、それぞれの責任を負う執行役員を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また、当社への決裁・報告制度により、子会社経営の管理を行う。

- ⑥ 監査役がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項ならびにその従業員の取締役からの独立性及びその従業員に対する指示の実効性の確保に関する体制
監査役は内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
内部監査室は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査役(会)に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役及び従業員は監査役(会)に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、月次の経営状況として重要な事項及び経営会議で決議された事項等を速やかに報告する。
- ⑧ 監査役の実効的に行われることを確保するための体制
監査役(会)は「監査役監査規程」に則って監査を行うことにより監査の実効性を確保する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について費用の前払請求をしたときは、当該監査役職務執行に必要でない認められるものを除き、その前払等の請求に従い処理するものとする。

(6) 業務の適正を確保するための運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

役員及び従業員は「経営理念」、「企業倫理規範」のもと業務に取り組んでおり、その内容は常に社内で閲覧できる状況にあります。

リスク管理規程等の定めに従い業務を遂行しており、必要なマニュアル等を整備し事態に備えた体制を構築しております。有事の危機管理においては、第一報を受けた後に円滑に危機管理体制を構築する仕組みを構築し、適切に対応しております。

取締役会では、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役は相互に業務執行状況を監視しております。取締役会には社外監査役も参加し、必要な意見表明を行っております。また、月次、四半期及び年度の予算ならびに個々の施策計画及び達成状況は、月次に行われる経営会議及び取締役会にて報告され、多面的な検討を実施しております。

グループ会社及び事業において、当社の承認を要する事項を定め、それに基づき付議された案件について取締役会で決議しており、月次の取締役会において、担当責任者より必要に応じて財務状況、業務執行状況等の報告を受けています。

監査役からの要請に応じて内部監査室、経営管理部門等が監査役の業務を適宜補助しております。

監査役は、取締役会及び経営会議等にも出席し、随時必要な意見表明を行っております。取締役及び従業員等から当社グループ会社に関する必要な情報を得ることや、内部監査室との連携により結果報告等に対して必要に応じて立ち合いを行っております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	35,213,128	【流動負債】	6,763,623
現金及び預金	18,027,047	支払手形及び買掛金	3,202,069
受取手形及び売掛金	8,736,607	1年内返済予定の長期借入金	22,800
電子記録債権	503,711	未払法人税等	1,024,873
商品及び製品	2,222,216	賞与引当金	458,386
仕掛品	1,400,373	役員賞与引当金	27,500
原材料及び貯蔵品	3,249,130	設備関係支払手形	301,784
繰延税金資産	321,655	その他	1,726,212
その他	755,238	【固定負債】	512,974
貸倒引当金	△2,850	繰延税金負債	187,311
【固定資産】	15,380,733	環境対策引当金	13,527
(有形固定資産)	(13,126,236)	その他	312,136
建物及び構築物	4,341,704	負債合計	7,276,597
機械装置及び運搬具	3,875,948	純 資 産 の 部	
土地	3,668,726	【株主資本】	44,576,578
建設仮勘定	679,006	資本金	8,646,720
その他	560,852	資本剰余金	11,948,947
(無形固定資産)	(299,724)	利益剰余金	24,022,963
のれん	20,741	自己株式	△42,051
その他	278,983	【その他の包括利益累計額】	△1,259,314
(投資その他の資産)	(1,954,774)	その他有価証券評価差額金	121,179
投資有価証券	309,384	為替換算調整勘定	△1,380,493
繰延税金資産	177,882	純資産合計	43,317,264
投資不動産	1,020,702	負債・純資産合計	50,593,861
その他	502,391		
貸倒引当金	△55,586		
資産合計	50,593,861		

連 結 損 益 計 算 書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		32,187,205
売 上 原 価		20,296,949
売 上 総 利 益		11,890,256
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,937,026
営 業 利 益		4,953,230
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	38,078	
受 取 賃 貸 料	85,349	
そ の 他	95,245	218,672
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,312	
為 替 差 損	95,102	
投 資 不 動 産 賃 貸 費 用	51,679	
そ の 他	45,737	193,829
経 常 利 益		4,978,073
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	6,032	
固 定 資 産 売 却 益	723	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	554	7,310
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	100,947	
事 業 整 理 損	230,021	
減 損 損 失	341,766	
そ の 他	10,892	683,626
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,301,756
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,452,514	
法 人 税 等 調 整 額	△1,078	1,451,436
当 期 純 利 益		2,850,320
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,850,320

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	8,646,720	11,946,793	21,654,339	△47,072	42,200,781
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△481,697		△481,697
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,850,320		2,850,320
自己株式の取得				△326	△326
自己株式の処分		2,153		5,347	7,500
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額 合計	—	2,153	2,368,623	5,021	2,375,797
当連結会計年度末残高	8,646,720	11,948,947	24,022,963	△42,051	44,576,578

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	53,057	△555,170	△502,113	1,775	41,700,443
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△481,697
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,850,320
自己株式の取得					△326
自己株式の処分					7,500
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	68,122	△825,324	△757,202	△1,775	△758,977
連結会計年度中の変動額 合計	68,122	△825,324	△757,202	△1,775	1,616,821
当連結会計年度末残高	121,179	△1,380,493	△1,259,314	—	43,317,264

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	21,786,700	【流動負債】	4,609,349
現金及び預金	12,737,687	支払手形	817,209
受取手形	250,650	買掛金	1,881,200
電子記録債権	352,053	未払金	453,380
売掛金	4,515,778	未払費用	450,579
商品及び製品	340,632	未払法人税等	399,000
仕掛品	497,569	賞与引当金	263,364
原材料及び貯蔵品	799,260	役員賞与引当金	20,000
繰延税金資産	145,022	設備関係支払手形	292,102
関係会社短期貸付金	1,076,100	その他の流動負債	32,516
未収入金	350,294	【固定負債】	196,478
その他の流動資産	722,165	長期未払金	162,222
貸倒引当金	△510	預り保証金	34,256
【固定資産】	13,458,700	負債合計	4,805,827
(有形固定資産)	(6,667,349)	純資産の部	
建物	2,068,245	【株主資本】	30,318,395
構築物	261,128	資本金	8,646,720
機械装置	955,787	資本剰余金	11,948,947
車両運搬具	10,148	資本準備金	11,683,648
工具器具備品	98,490	その他資本剰余金	265,299
土地	3,044,445	利益剰余金	9,764,779
建設仮勘定	229,106	利益準備金	1,670,863
(無形固定資産)	(50,313)	その他利益剰余金	8,093,917
(投資その他の資産)	(6,741,039)	別途積立金	2,800,000
投資有価証券	270,473	繰越利益剰余金	5,293,917
関係会社株式・出資金	4,463,878	自己株式	△42,051
関係会社長期貸付金	346,600	【評価・換算差額等】	121,179
投資不動産	1,020,702	その他有価証券評価差額金	121,179
繰延税金資産	169,032	純資産合計	30,439,574
その他の投資等	473,705	負債・純資産合計	35,245,401
貸倒引当金	△3,350		
資産合計	35,245,401		

損 益 計 算 書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		17,855,090
売 上 原 価		13,006,058
売 上 総 利 益		4,849,033
販売費及び一般管理費		3,272,779
営 業 利 益		1,576,254
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	31,226	
受 取 賃 貸 料	205,824	
そ の 他	82,827	319,877
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	783	
為 替 差 損	47,513	
投資固定資産賃貸費用	97,703	
そ の 他	27,248	173,248
経 常 利 益		1,722,883
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	12	
投資有価証券売却益	554	566
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	14,097	
事 業 整 理 損	176,769	
そ の 他	2,350	193,215
税 引 前 当 期 純 利 益		1,530,233
法人税、住民税及び事業税	504,975	
法 人 税 等 調 整 額	△117,032	387,942
当 期 純 利 益		1,142,291

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,646,720	11,683,648	263,145	11,946,793	1,670,863	2,800,000	4,633,323	9,104,186	△47,072	29,650,627
当期変動額										
剰余金の配当							△481,697	△481,697		△481,697
当期純利益							1,142,291	1,142,291		1,142,291
自己株式の取得									△326	△326
自己株式の処分			2,153	2,153					5,347	7,500
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	2,153	2,153	-	-	660,594	660,594	5,021	667,768
当期末残高	8,646,720	11,683,648	265,299	11,948,947	1,670,863	2,800,000	5,293,917	9,764,779	△42,051	30,318,395

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	53,057	53,057	1,775	29,705,459
当期変動額				
剰余金の配当				△481,697
当期純利益				1,142,291
自己株式の取得				△326
自己株式の処分				7,500
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	68,122	68,122	△1,775	66,347
当期変動額合計	68,122	68,122	△1,775	734,115
当期末残高	121,179	121,179	-	30,439,574

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

株式会社MARUWA
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 本 正 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 昌 紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社MARUWAの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MARUWA及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

株式会社MARUWA

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮本正司 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山田昌紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社MARUWAの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び該当決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月25日

株式会社MARUWA監査役会

常勤監査役	熊谷	均	印
社外監査役	光岡	正彦	印
社外監査役	松本	茂裕	印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第44期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は247,047,420円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 取締役の員数の変更

経営基盤の一層の強化・充実を図るため、定款第19条（員数）の取締役の員数を7名以内から11名以内に変更するものであります。

(2) 取締役及び監査役の責任免除に関する変更

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、定款第29条（取締役の責任免除）及び定款第37条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。

なお、第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更定款
<p>第1条～第18条（条文省略）</p> <p>（員数） 第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p>	<p>第1条～第18条（現行通り）</p> <p>（員数） 第19条 当社の取締役は、11名以内とする。</p>
<p>第20条～第28条（条文省略）</p> <p>（取締役の責任免除） 第29条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第20条～第28条（現行通り）</p> <p>（取締役の責任免除） 第29条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現行定款	変更定款
<p>第30条～第36条（条文省略）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第38条～第41条（条文省略）</p>	<p>第30条～第36条（現行通り）</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第37条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第38条～第41条（現行通り）</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役7名全員が本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営基盤の一層の強化・充実を図るため取締役を1名増員したく、第2号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	かんべ せい 神 戸 誠 (昭和24年12月5日生)	昭和48年4月 当社設立に伴い専務取締役 平成元年12月 Maruwa (Malaysia) Sdn. Bhd. 代表取締役社長 (現任) 平成4年6月 当社代表取締役社長 (現任) 平成11年11月 株式会社ケーマルワ (現株式会社神戸アート) 代表取締役社長 (現任) 平成16年4月 株式会社MARUWA QUARTZ代表取締役社長 (現任) 平成17年4月 株式会社MARUWA SHOMEI代表取締役社長 (現任) 平成25年3月 株式会社YAMAGIWA代表取締役社長 (現任)	290,000株
2	はやし はる ゆき 林 春 行 (昭和36年10月28日生)	平成2年4月 当社入社 平成4年4月 当社開発部主任研究員 平成13年6月 当社取締役開発室長 平成21年6月 当社専務取締役 平成27年1月 株式会社MARUWA CERAMIC代表取締役社長 (現任) 平成27年4月 当社取締役 (現任)	4,250株
3	マニマラン・アントニ (昭和41年1月19日生)	平成7年3月 当社入社 平成10年1月 Maruwa (Malaysia) Sdn. Bhd. 出向 平成13年6月 当社取締役海外事業部長 平成21年6月 当社取締役海外事業本部長 平成24年6月 当社常務取締役 平成27年4月 当社取締役海外事業本部長 (現任)	-
4	うちだ あきら 内 田 彰 (昭和29年8月20日生)	平成11年4月 当社入社 海外営業部長代理 平成13年6月 当社取締役営業部長 平成21年6月 当社取締役営業本部長 平成24年6月 当社常務取締役 平成27年4月 当社取締役営業本部長 (現任)	5,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	かんべとしろう 神戸俊郎 (昭和52年1月26日生)	平成13年3月 当社入社 平成24年4月 当社コンポーネンツ事業カンパニー事業部長 平成25年6月 株式会社ケーマールワ(現株式会社神戸アート)取締役就任(現任) 平成27年4月 当社コンポーネンツ事業カンパニー事業本部長 平成28年4月 当社執行役員コンポーネンツ事業カンパニー事業本部長 平成28年6月 当社取締役コンポーネンツ事業カンパニー事業本部長(現任)	15,620株
6	※ のぞきたまき 及位環 (昭和37年10月26日生)	平成19年3月 当社入社 平成21年4月 営業本部統括部長 平成25年4月 当社人事室室長 平成28年4月 当社執行役員管理本部本部長(現任)	500株
7	※ きたはら はるお 北原晴男 (昭和25年6月4日生)	昭和48年4月 竹中工務店株式会社入社 平成13年4月 同社名古屋支店設計部長 平成20年4月 同社名古屋支店次長 平成27年4月 株式会社神田設計入社 同社設計統括参与(現任)	-
8	※ たちかわ ゆうだい 立川裕大 (昭和40年9月27日生)	昭和63年4月 カッシーナジャパン(現株式会社カッシーナ・イクスシー)入社 平成8年4月 有限会社アイオー入社 平成11年6月 株式会社t. c. k. w設立 同代表取締役就任(現任)	-

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 北原晴男氏及び立川裕大氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
4. (1) 北原晴男氏は、会社経営に関与した事はありませんが、建築設計業界に長年携わり、豊富な経験と実績、専門知識を有しており、経営上求められる判断力、識見を十分に有しております。当社経営に対し、社外取締役としての監督と助言をいただくことで、当社取締役会の監督機能の実効性強化、コーポレート・ガバナンスの一層の強化ができると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- (2) 立川裕大氏は、伝統技術ディレクター、プランナーとして、また経営者としても豊富な経験と実績、専門知識を有しております。当社経営に対し、社外取締役としての監督と助言をいただくことで、当社取締役会の監督機能の実効性強化、コーポレートガバナンスの一層の強化が期待できると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 北原晴男氏及び立川裕大氏が取締役に選任された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とします。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役光岡正彦氏及び松本茂裕氏の補欠の社外監査役として神谷好則氏の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
かみやのり 神谷好則 (昭和24年7月21日生)	平成3年7月 三栄運輸株式会社入社 平成7年7月 同社専務取締役 平成10年7月 同社代表取締役社長(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者神谷好則氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 神谷好則氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
神谷好則氏が経営者としてこれまで培ってきたビジネス経験を当社監査体制の強化に活かしていただきたいと考えるものであります。
4. 補欠の社外監査役との責任限定契約について
神谷好則氏が社外監査役に就任された場合、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額とするものであります。

第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の交付のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成13年6月26日開催の第28期定時株主総会において、年額180百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)とご承認いただいておりますが、今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)を対象に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えらるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の交付のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額180百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)といたします。また、各対象取締役への支給回数は、上記年額の範囲内において各人の取締役としての在任期間(再任後の在任期間を含む。)を通じて1回のみとし、各対象取締役毎に、原則として本制度導入後の最初の任期において支給することとしますが、その具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は7名(うち社外取締役2名)ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名(うち社外取締役2名)となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内(ただし、本制度に関する議案の決議日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む)または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数をその比率に応じて合理的に調整できるもの)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、金銭報酬債権の払込期日より3年間から5年間までの間で社
の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当
契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）
について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制
限」といいます。）。
- (2) 対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社または当社のグループ会社の
取締役等のうち本割当契約で具体的に定めた地位を退任した場合には、その退
任につき任期満了、死亡またはその他当社の取締役会が正当と認める理由があ
る場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続
して当社または当社のグループ会社の取締役等のうち本割当契約で具体的に
定めた地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限
期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役
が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期
間満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除
する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調
整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制
限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社と
なる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その
他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関
して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）
で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日
から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本
割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除す
る。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限
が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株
式を当然に無償で取得する。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 14 lines.

株主総会会場のご案内図

- 会 場 名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル ルブラ王山 2階「飛翔の間」
電話 (052) 762-3151 (代表)
- 交通機関 地下鉄東山線・池下駅下車 徒歩3分

